平成２６年（フ）第２７１号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目31番３号ハイツ岡口205号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目18番５号メゾンピッコロ塚口308号
債務者　中森佳穂里
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２１号
和歌山県有田郡有田川町大字庄704番地22
債務者　村さ来吉備湯浅店こと紀州藩有田店こと　岡本　卓司
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
和歌山県海南市重根1177番地　重根ハイツ203号室
債務者　奈良岡麻美（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３３号
和歌山県岩出市西国分163番地の24
債務者　和田　春江
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９０号
佐賀市大和町大字尼寺2256番地１　アクアプレース203、住民票上の住所佐賀市金立町大字千布1455番地１
債務者　草場　紹治
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
佐賀県鳥栖市田代外町696番地２
債務者　山田　年廣
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
福島県郡山市台新２丁目30番16号　山一住宅22号、前住所福島県郡山市あぶくま台２丁目６番地
債務者　菊地　徳修
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
神戸市垂水区名谷町字梨原2366番地の５　市住６―1302号
債務者　杉本　整治
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２２号
神戸市兵庫区会下山町３丁目17番10号
債務者　青田　　実
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３９号
神戸市垂水区名谷町914番地の１　シャルマンハイムＢ―105号
債務者　辻本祐子こと青山祐子こと　辻本　祐子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９８号
神戸市垂水区小束山本町３丁目１番１―514号
債務者　八田　雅男
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９号
佐賀県神埼市神埼町永歌1929番地２セトルエレガンＢ102
債務者　中尾　幸三
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
佐賀県神埼市神埼町永歌1929番地２セトルエレガンＢ102
債務者　中尾　幸恵
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
北九州市門司区東本町２丁目１番25―401号
債務者　尼子　憲之
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４２号
熊本市北区楠１丁目３番３―303号
債務者　曽方　　親
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山91番地　加賀谷順子方
債務者　宮本　チカ
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係